

報第28号

上告受理の申立てについて

特に緊急を要したため、平成18年12月28日に次のように上告受理の申立てをしたので、報告するとともに、承認を求める。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

相 手 方	
事 件 の 種 類	建物，当該建物が存在する土地及び当該建物に隣接する土地の使用料相当額の金員の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>本市は、相手方が、権原がないにもかかわらず、平成10年7月から平成18年3月まで、京都市南区上鳥羽山ノ本町60番地の山ノ本市営住宅の附属施設である共同作業場の附属物置及びその西側に隣接する土地（約42平方メートル）を不法に占有していたことによる使用料相当損害金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>第1審である京都地方裁判所は、本市の請求を認容したが、相手方は、これを不服として控訴した。</p> <p>これについて、控訴審である大阪高等裁判所は、本市の請求を棄却した。</p> <p>そこで、控訴審判決の破棄を求めるため、最高裁判所に上告受理の申立てをしたものである。</p>

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。